

京都市立芸術大学事件

大阪地裁令和2年8月27日(令和元(ワ)7786号) (最高裁ホームページ)

知的財産法研究会 エートス法律事務所 弁護士 **今田** 早紀

第1 事案の概要

- 1 当事者、原告表示、被告表示
- (1) 当事者

原告は、京都市立芸術大学(以下「原告大学」という。)を設置する公立大学法人である。原告大学は、明治13年に京都府画学校として開設され、明治22年に京都市に移管された後、京都市立絵画専門学校、京都市立美術専門学校などを経て、昭和25年に京都市立美術大学となった。その後、昭和44年に京都市立音楽短期大学と統合され、京都市立芸術大学となった。

被告は、京都芸術大学(以下、「被告大学」という。)を設置する学校法人である。被告大学は、昭和52年に開設された京都芸術短期大学が、平成3年に開設された京都造形芸術大学に、平成12年に統合されてできた私立大学である。令和2年4月1日付で名称を「京都造形芸術大学」から「京都芸術大学」に改称した。

- (2) 原告表示
 - ① 京都市立芸術大学
 - ② 京都芸術大学
 - ③ 京都芸大
 - ④ 京芸
 - (5) Kyoto City University of Arts
- (3) 被告表示 京都芸術大学

2 事案の概要

(1) 本件は、営業表示として著名または需要者の間に広く認識されている上記原告表示①ないし

- ⑤に類似する営業表示である「京都芸術大学」を被告が使用し、原告の営業と混同を生じさせ、 その営業上の利益を侵害しまたは侵害するおそれがあるとして、不正競争防止法3条1項、2 条1項1号又は2号に基づく被告表示の使用の差止めが求められた事案である。
- (2) 原告大学は、令和元年5月時点で、美術学部(美術科、デザイン科、工芸科及び総合芸術学科)、音楽学部(音楽学科)及び大学院(美術研究科修士課程及び博士(後期)課程、音楽研究科修士課程及び博士(後期)課程)を有する。原告大学の学部生は、1学年当たり美術学部135人、音楽学部65人の合計200人である。

また、原告大学は、平成22年4月、作品鑑賞の場及び大学の活動成果を公開する実験的発表の場として「京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA」をオープンし、各種展覧会の開催のほか、ワークショップ、大学移転整備プレ事業の実施等の活動を実施している。

(3) 被告大学は、平成31年4月時点で、大学院(芸術研究科、芸術研究科(通信教育))、芸術学部(アートプロデュース学科、歴史遺産学科、美術工芸学科、空間演出デザイン学科、情報デザイン学科、環境デザイン学科、映画学科、舞台芸術学科、こども芸術学科、キャラクターデザイン学科、プロダクトデザイン学科、マンガ学科及び文芸表現学科)及び通信教育部芸術学部(芸術学科、美術科、デザイン科及び芸術教養学科)を有する。

被告大学の学生数は、芸術学部3587人、通信教育部7430人、大学院375人の合計 1 万1392人である。

また、被告大学は、平成13年、日本初の大学運営による劇場として「京都芸術劇場」を開設した。当該劇場では、歌舞伎等の伝統芸能のほか、ミュージカルその他の公演が行われている。

- (4) 原告表示の使用状況
- ア 原告による使用
- (ア) 原告表示の使用態様

①京都市立芸術大学	単独で使用
②京都芸術大学	原告によって使用されることはない
③京都芸大	単独で使用
④京芸	単独で使用
⑤Kyoto City University of Arts	単独で使用
⑥組み合わせて使用	上段に①、下段に⑤を配置したロゴマーク(「原告大学ロゴ」)
	①、③又は④と他の単語を組み合わせて使用
	例・京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA
	・京都芸大ビジュアルデザイン専攻
	・京都芸大サマーアートスクール
	・京芸友の会
	・京芸通信
	・京芸イベントガイド